

Weekly Report

第208号

平成25年 3月25日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp

http://www.szk-accounting.jp/

4月から開始される制度など(税制以外)

◎改正高年齢者雇用安定法……高年齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入している場合、労使協定で対象者を限定できる仕組みが廃止され、希望者全員を対象とする必要があります(経過措置あり)。

◎改正労働契約法……有期労働契約が5年(施行後からの契約期間)を超えて反復更新された場合は、労働者の希望により無期労働契約に転換させることが義務付けられます。

◎障害者雇用率の引上げ……常用労働者数に対して一定割合以上の障害者雇用を義務付ける障害者雇用率制度について、法定雇用率が2%(現行1.8%)となり、労働者50人以上の企業が対象となります。

◎改正犯罪収益移転防止法……マネーロンダリングの防止強化のため、金融機関等の特定事業者は、一定の取引を行う際の確認事項に取引目的や職業又は事業内容などが追加される等が実施されます。

◎特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引上げ(男性)……報酬比例部分の支給開始年齢が61歳となり、以後3年ごとに1歳ずつ65歳まで引き上げられま

す(女性は5年遅れで実施)。

◎自賠責保険料の改定……全ての車両に加入が義務付けられている自賠責保険について、車種や保険期間で異なりますが、平均13.5%値上げされます。

◎小型家電リサイクル法……小型家電に含まれる銅や金、レアメタルなどを有効活用するため、回収体制の整備ができた市町村から順次開始されます。

◎固定価格買取制度における太陽光発電の買取価格引下げ……現行42円/kWhから、出力10kW未満(住宅用)は38円/kWh、10kW以上(非住宅用)は税込37.8円/kWhに引下がる予定です。

消費増税に伴う経過措置を定めた政令公布

平成26年4月からの消費税率引上げに係る経過措置などを規定した政令が公布されました。

工事や製造の請負は、25年9月末までに締結した契約に基づき、施行日(26年4月1日)以後に資産の譲渡等を行う場合は旧税率(5%)が適用されますが、工事の請負契約に類する契約については、測量や地質調査、工事の施行に関する調査、企画、立案、設計、映画の製作、ソフトウェアの開発等に係る契約と政令で定められていました。

また、不特定多数に定期的に継続して供給する書籍その他の物品の予約販売に係る経過措置では、25年9月末までに契約し、施行日前に領収している対価は旧税率が適用されると規定されました。

財務状況の把握や経営計画が益々重要に

中小企業金融円滑化法は今月末で終了となりますが、政府は金融機関に融資姿勢を変えないことを要請し、検査・監督を通じて徹底する方針です。

また、条件変更しても不良債権とならない要件(経営改善計画が1年以内に策定できる場合や、原則5年以内に経営再建が達成される経営最善計画がある場合)は恒久措置として継続されます。

今後の中小企業支援は、経営改善に軸足が移ることになるますので、自社の財務状況の把握や経営計画の策定がますます重要となります。